共同企業体協定書

(目的)

1. 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　沖縄県の発注に係る（　　　　　　　　　）業務（以下「委託業務」という。）の受託

（２）　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○・○○共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を（住所・企業名）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、委託業務の請負契約の履行後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　住　　　　所

　　称号又は名称

　住　　　　所

　　称号又は名称

(代表者の名称)

第６条　当企業体は、（　　　　　　　　　　　　　）を代表者とする。

(代表者の権限)

第７条　当企業体の代表者は委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、委託業務の委託契約の履行及び委託業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、（　　　　　　　　）とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は、業務完成の都度当該委託業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（委託業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託業務途中において重要な業務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが委託業務中において破産または解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に加えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり○○・○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、沖縄県へ１通を提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　代表者　　称号又は名称

　　　　　　　　　代　 表 　者 印

称号又は名称

　　　　　　　　　代　 表 　者 印